

2026(令和8)年度 第1回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2026(令和8)年5月28日(木) 10時00分～11時30分

場所:古賀市役所 第二庁舎5階 501・502・503会議室

出席委員(5名)

副会長	守田 義弘		
委員	園田 庄治	委員	菊武 由美子
委員	岩城 和代	委員	瑞慶山 広大

欠席委員(2名)

会長	横田 昌宏	委員	井手 よし子
----	-------	----	--------

説明のため出席した者の職・氏名

副市長	野村 哲也	教育長	長谷川 清孝
総務部長	柴田 武巳	市民部長	中村 由果
保健福祉部長	宮上 洋子	建設産業部長	星野 孝一
教育部長	桐原 誠		

(保健福祉部)

福祉課長	吉武 淳子	子ども家庭センター課長	澤木 孝之
------	-------	-------------	-------

(総務部)

人事秘書課長	北村 俊明
--------	-------

(教育部)

学校教育課長	井上 久子
--------	-------

事務局職員

人権センター課長	野田 高弘	
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長	川原 淳史	
人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長	藤本 奈保子	
人権センター人権教育・啓発係業務主査		
人権センター人権教育・啓発係主事		

人権センター課長：

ただいまより、第1回古賀市人権施策審議会を開催いたします。

まず、本日は横田委員、井手委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、市長の田辺は他の公務のため欠席しますことを合わせて報告いたします。

本日はご多忙中にも関わらず、古賀市人権施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、進行役を務めます、人権センター課長の野田と申します。4月の人事異動により、人権センターの課長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、副市長の野村から一言ごあいさつを申し上げます。

副市長：

改めまして、皆様おはようございます。古賀市副市長の野村でございます。本日は大変お忙しい中、審議会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。皆様には日ごろから、本市の人権施策につきまして、深いご理解と多大なるご尽力をいただいておりますことに、併せて感謝申し上げます。

さて、人権の保障についてでございますけども、皆様ご案内の通り、昭和21年に公布されました日本国憲法において第11条に基本的人権、そして第13条に幸福追求権がございます。

しかしながら、我が国におきましては、現在も様々な人権課題、人権問題がありまして、差別の解消始め、これらの課題の解決・解消には国や地方公共団体、いわゆる公的の役割としてですね。率先して行動して、解消していくということが役割というふうに思っております。

以上を踏まえまして、本市といたしましては、それまでの人権教育及び啓発の成果と課題をもとに人権政策基本指針を策定いたしまして、これは本市の、人権における憲法的なものと認識をして全庁で取り組みを進めているところでございます。審議会でごこれからご審議いただきます実施計画につきましても、基本指針に基づいて策定をしたものでございますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。この場をより有意義なものにするため、委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

人権センター課長：

続きまして、委嘱書の交付を行います。

代表で岩城委員お願いいたします。他の委員の皆様につきましては、机上配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、岩城委員、前にお願ひします。

副市長：

委嘱書、岩城和代。古賀市人権施策審議会委員を委嘱する。

任期は令和10年3月31日までとする。令和8年4月1日、古賀市長田辺一城。

よろしくお願いいたします。

人権センター課長：

ここで、改めて委嘱をさせていただいていますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いいたします。事務局については、お手元に配付しております、座席表でご確認をしていただきますようお願いいたします。委員の皆様よろしくお願いいたします。守田委員からお願いします。

守田副会長：

守田といいます。よろしくお願いいたします。今回で3期目の審議会委員を務めさせていただきます。もともと福岡市の人権などにかかわってきた経歴と、県の人権研究所の理事をした経緯などもありまして、縁あって委員をさせていただいています。これまでの私の経験が少しでも古賀市の人権施策の向上、推進に寄与できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

園田委員：

皆さんこんにちは。園田と申します。昨年までとちょっと勤め先が変わりましたので、現在は一般財団法人の福岡県教育会館というところで常任理事をさせていただいております。併せて古賀市の社同推の副会長をさせていただいております。なんかこう自分の力でプラスになることができればいいな、と思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

菊武委員：

おはようございます。3期目の委員を招聘いただきました、菊武と申します。わたくしは、
その社会的な理解を深める活動をしております。
人権センターでも講演をさせていただきました。そのご縁で、招聘いただいたと思っております。本業は通信の会社で働いておりまして、今は児童生徒の安心安全なインターネット利用や災害時のボランティアセンターなど、幅広いところで、お手伝いさせていただいております。あと、その経験から、何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

瑞慶山委員：

おはようございます。瑞慶山広大と申します。私、九州産業大学で憲法を教えております。専門としては憲法を専攻しております。憲法専攻ということで、人権と結びつきやすいということで、本委員は3期目、私も務めさせていただきます。古賀市は市町村の中でもですね、先進的な人権擁護の取り組みを進めておられる街だと認識しておりますので。その市の取り組みにですね、私の専門知識や経験を、少しでも反映することができれば嬉しく思います。今期もよろしくお願いいたします。

岩城委員：

岩城でございます、よろしくお願いします。もう弁護士を 54 年しておりまして、私が弁護士になりましたのが 1972 年、昭和 47 年なんですね。

その頃は本当に、例えばなんですけど、私が女性の弁護士で、九州で 3 番目くらい。そうしたら結構、女性に関する問題がありまして、その中でひとつわかりやすい例が、専業主婦の方が交通事故に遭って死亡された場合にですね、その方は実際に働いていんだから、逸失利益、将来働いて得られる利益から生活費を差し引いたものの損益がないというふうな考え方と、それはひどいんじゃないかということで少しはという考え方とで、まだ下級審の段階で二つあって、統一されていないような状況です。確か昭和 49 年か 50 年に最高裁の判決が出て、死亡された女性の年齢の、働いてらっしゃる女性の平均賃金は、働いていたら得られた収入として統一して、以降裁判ではそういう取り扱いになりました。現在では平均賃金の格差がどうしてもありますので、それを打ち破りたいっていう力強い女性があっちこっち、全国におられて、特に女児の、若い世代の女性の死亡事故には一生涯こういう差が続く。将来の見通しをこのまま考えていいんだらうかっていう問題提起をされる裁判が全国で起きまして、今のところ、裁判をすれば、男女の平均賃金は稼げたであろうということで、裁判所の判決は出るようになりました。けれど、示談の時はそういう考えが定着しておりません。一つ例を上げましたが、まだ、さまざまな課題があります。障がいの判例もこの頃出ましたよね。身体の障がいの場合は機材・環境の整備によって労働力を補えるという時代になってきていますので、それに合う裁判が進められています。そういう意味で私の仕事は、常に人権問題とかかわらざるを得ないし、密接に関わっているという仕事でございますので、そういう意味で弁護士ということで選んでいただいたかなと思ってます。ずいぶん私も、3 期だけじゃなくて長くしたんじゃないかなと思うんですけども、皆さん方、どんどん周りが変わられるので私だけずっといるのはどうかなと、いつもいつも思いながら、頑張らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

人権センター課長：

次に、会長・副会長の選出に入ります。古賀市人権施策審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることになっております。

どなたか引き受けていただける方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

人権センター課長：

それでは、事務局から、会長を横田委員、副会長を守田委員にお願いしたいと考えております。なお、本日欠席されております横田委員には、事前にご相談をさせていただいております、委員の皆様の了承が得られるのであれば、会長職を引き受けて構わないとのお返事を頂戴しております。いかがでしょうか。

人権センター課長：

ご了承いただきありがとうございます。守田副会長よろしくお願いいたします。

それでは、副会長の席に移動をお願いいたします。

ここで、守田副会長より、一言ごあいさつをお願いいたします。

守田副会長：

そういったことで、副会長に就任をさせていただきました守田です。職責を十分果たせるかどうか、ちょっと不安な面もありますが、精いっぱい務めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

横田会長が欠席ということで、議事進行を私の方でします。会を進める前に一言ご挨拶をいたします。自己紹介でも申しましたが、これまで福岡市の同和教育行政や、同和行政など、福岡市の人権行政に長く関わってきたことから、県の人権研究所の理事もしていました。理事はもう退任したんですけれど、その人権研究所の活動の一つに啓発部会が毎月田川市であります。県下の啓発の担当者の主要なメンバーの方々と意見交換なりをしているんですが、その会議が先日の23日土曜日にありまして、会場に向かっていたら交通規制があっていて、田川市の春日神社の神幸祭のための交通規制で、時間があつたので少しその祭りを拝見したんですが、神社から出てくる神輿を10人ぐらいの鬼、10匹っていうんですかね、鬼が神輿を行かないように押しとどめてそれを3回ほど繰り返して神輿が先へと進む。それが、今年の多幸とかを願うお祭りみたいなんですけど、その鬼がですね、例えば乳母車に乗っている小さな子どもを手にとって「うわー」と言って抱くんですね。そうしたら、子どもは凄まじい形相で「お母さん助けて！」なんて泣き叫ぶんです。鬼が幼児を手にとって泣かせることがその子の健康と今後の幸せを祈るというような、昔からの習慣とか風習なのでしょう。祭りの見物の人たちは温かく見たり拍手をしてありましたが、視点を変えると、外国なら児童虐待で通報されるのではと思ったりもしました。でも、お祭りは伝統であり文化でもあるのでなかなか難しいことだなとも思いました。そうしたら、 の出来事がありましたよね！

あれも chatGPT ですか、AI が絡んでの話でした。アナログ世代の私としてはついていけない面もありますが、虐待と AI の関係を世の中でどう考えていけばいいのか、今後ワイドショーなんかで取り上げられるのだと思いますが。急速に社会が変わっている中で、改めて人権と私たちがどう向き合っていかなければいけないのかと考えさせられた次第です。そういうことをお話しさせていただいて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

人権センター課長：

それでは次に副市長から人権施策審議会に諮問をいたします。
恐れ入りますが、守田副会長、前をお願いします。

副市長：

諮問書 古賀市人権施策審議会会長横田昌宏様、古賀市長 田辺一城
古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和8年度実施計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。
よろしくをお願いします。

人権センター課長：

それでは、本日の資料等の確認をさせていただきます。本日の配付資料についてです。

1 番目、レジュメ、進行次第になります。次に 2 枚目、座席表別紙1になります。3 枚目 人権施策審議会委員名簿、別紙2になります。4 枚目、字句の訂正・誤植等について、別紙3になります。5 枚目、事前質問一覧について別紙4になります。6 枚目、2026（令和 8）年度 人権施策審議会等スケジュール、別紙5になります。7 枚目 2026（令和 8）年度 第 2 回人権施策審議会開催通知、別紙6になります。8 枚目、令和 7 年度 答申書（写）、別紙7になります。9 枚目、古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画（案）2026（令和 8）年度、こちら配付済みのものになります。

本日の審議会ですが、会議開始から1時間ほど経過したところで 5 分程の休憩をとり、11 時 45 分をめどに各事業に関する質疑を終えていただきたいと思いますと考えております。その後、施策全般に関する感想や意見交換の時間を設けていただき、12 時 00 分をめどに閉会させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。それではこれより、守田副会長に議事進行をお願いいたします。

守田副会長：

それではレジュメに従って議事を進めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。議事の 5 番、会議の公開及び議事録署名人について事務局より説明をお願いします。

事務局：

はい、それでは事務局の方からご説明いたします。本審議会では古賀市情報公開条例により公開することとなっておりますが、会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じる場合などには非公開にすることも可能となっております。公開とした場合、傍聴人の受け入れ、会議録の公表を行うこととなります。事務局としましては、公開したいと考えているところです。

また、議事録の署名人として、守田副会長と岩城委員にお願いしたいと考えております。以上、事務局からの提案でございます。

守田副会長：

はい、それでは会議の公開及び署名人についてですけれども、事務局の提案のあった通り、この会議は公開ということと、議事録署名には私と岩城委員の 2 名ということでよろしいでしょうか？

各委員：

大丈夫です。

守田副会長：

はい、ありがとうございます。それでは、会議は公開とすることとして、議事録には 2

人で署名させていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは続きまして、6 の令和 7 年度答申の取り組みについてご説明をお願いいたします。

市民部長：

はい、それでは私の方から。この 4 月に人事異動で市民部長を拝命いたしました中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは令和 7 年度、昨年度になりますが、いただいた答申の取り組みについてご報告させていただきます。四点ございます。まず一点目につきまして、「世界における人権意識の動向」と「国内における人権意識の動向」の記載につきましては、「意識」という言葉をのぞき、意味を広く持たせることを検討されたいという、答申がございました。これにつきましては、人権意識の動向という記載について、それぞれ、人権をめぐる動向に修正をして記載をいたしました。二点目、部落差別の解消に向けた取り組みをより積極的に発信するため、社会「同和」教育推進協議会の研修会なども含め人権センターの活動について記載内容を検討されたいということでございました。これにつきましては、「同和問題を考える市民のつどい」をはじめ、古賀市社会「同和」教育推進協議会の校区人権啓発研修会などの啓発活動について追記しました。

三点目、人権問題に横断的に横たわる“風評被害”について総評に追記されたいという答申に対しましては、冒頭の実施計画についてという項目の中で、風評被害について大きな問題になっていることと、防止のための意識と行動について追記をさせていただいております。

四点目、今後の動向が予想できないネット社会の中で、社会啓発・人権啓発をしていく立場にあることを意識して、迷信や偏見、予断に基づいた行動がなされないような発信を検討されたいという分に対しては、古賀市では広報紙に毎月「ヒューマンライツ」という項目で、様々な人権啓発を目的とした記事を掲載しておりますが、令和 7 年度、昨年度の 10 月号「ヒューマンライツ」に包括的な迷信・風習とそれを原因とした人権侵害について掲載をさせていただきまして、具体例として丙午にも触れながら発信させていただいております。

以上昨年度の、反映させていただいた項目についての報告です。

守田副会長：

はい、ありがとうございます。

これについて、ご意見等はございませんか？よろしいですかね？昨年の答申についてということでの説明でございました。

それでは、続きまして、これから議事ということになりますけれども、7 の議事(1)古賀市人権施策基本指針に基づく令和8年度実施計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

はい。はじめに、事前配付いたしました実施計画(案)の中に訂正がございます。

訂正の箇所については、別紙3に記載のとおりです。お詫び申し上げます。

それでは、実施計画(案)の内容について簡潔にご説明いたします。

1 ページについては、昨年度と変更ございません。次に、2ページをご覧ください。法務省がホームページで公開している令和 7 年度における「人権侵犯事件」を参照し数字を更新しました。続いて 3 ページの「2. 2025(令和7)年度の実施計画の評価について」は、各課作成の実施計画シートを参照し、人権課題ごとに実施した主な事業の取組内容を 3 ページから 5 ページにかけてまとめています。

同じく 5 ページ「3. 2026(令和8)年度の実施計画について」です。実施する各事業については、19 ページ以降の「実施計画シート」に記載された「事業の成果・評価・課題」を十分ふまえ、当初予算に基づいて、「方向性」および「計画」を定めて実施することとしています。

続いて、5～15 ページの古賀市人権施策体系表では、それぞれの人権問題における施行・改正された法律や、国や市の動き、社会事象等について追記しています。

8 ページ、女性の人権問題の古賀市について記載した部分ですが、「第 3 次男女共同参画計画」の中間見直しや、13 ページ、犯罪被害者等に関する人権問題の国について記載した犯罪被害者基本計画の更新などです。

また、19～86 ページの実施計画シートは、各課提出分を人権センターが取りまとめたものを掲載しています。

続きまして、別紙4の事前質問一覧をご覧ください。事前に委員の皆様から質問等をいただいておりますので、担当課から回答させていただきます。それぞれの担当課、よろしくお願いいたします。

人権センター課長：

はい。それでは別紙 4、事前質問についてお答えいたします。委員の皆様からは、インターネット上の人権侵害への対応や、人権啓発、人権相談体制などについてご質問をいただいておりますので、関連する内容を併せて回答いたします。

まず人権センターが関連する質問に回答し、学校教育課、子ども家庭センター、福祉課の順番で回答いたします

それでは、園田委員の 1 点目、守田委員の 2 点目、菊武委員の 3 点目のサイバーパトロールに関するところを人権センターから、そのほかの学校の対応に関するところは学校教育課から回答いたします。

インターネットへの対応についてですが、近年は SNS 等を通じて、差別的な書き込みや誹謗中傷など、人権侵害が拡散しやすい状況となっています。本市では、週2回のサイバーパトロールを実施し、古賀市に関連する投稿等について確認を行っています。現時点のところ、児童生徒に関わる内容や重大事案が確認されている状況ではありませんが、インターネット上では匿名性が高く、差別や偏見を助長する投稿をされる可能性があることから、継続的な確認が必要であると認識しています。

また、内容によっては法務局等と情報共有を行い、必要に応じて削除要請等につなげる体制をとっています。

続きまして、園田委員の 2 点目についてです。

「人権に無関心な市民」についてですが、本市としては、単に関心がないというよりも、「人権を自分ごととして考える機会が十分に届いていない状況」もあると考えておりま

す。そのため、従来型の講演会だけではなく、映画上映会や体験型イベント、インターネット、子育て、防災など、身近なテーマと人権を結び付けた講座など、幅広い世代が参加しやすい企画を工夫し、「気づき」や「考えるきっかけ」につながる啓発に取り組んでいきたいと考えています。

園田委員の3点目、守田委員の1点目についてです。

人権擁護事業についてですが、「そうだん5」や人権擁護委員による特設人権相談では、家庭問題、近隣トラブル、職場での悩み、不安や困りごとなど、さまざまな相談が寄せられています。2025年度に相談があった15件の内訳は、家族関係の相談が5件、近隣住民関係の相談が7件、その他の相談が3件です。相談内容によっては、関係機関につなぐことで継続支援につながった事例もあり、相談者が一人で抱え込まないための「つなぐ支援」を重視しています。人権擁護委員による相談活動については、人権侵害の早期把握や相談機会の確保という観点からも重要であると認識しており、今後も相談体制の周知や充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、守田委員の3点目についてです。

まちづくり出前講座では、申請時に団体が希望されたテーマに基づき、DVD鑑賞と職員の説明を行っております。職員の説明では、人権とは何か？という基礎部分とテーマに沿った内容をお話しております。令和7年度に取り扱ったテーマには、部落差別をはじめ、認知症や児童虐待、より包括的な無意識の偏見や思い込みと日常への影響など、幅広く行いました。参加者からの感想は、「意識していなかったが、自分にも偏見があることに気づいた」「自身の言動に気をつけたいと思った」「気付こうとする意識を持ちたい」「知らないことがあったけど、納得できた」といった、今後の人権について考え、理解を深めていただけるような回答がありました。

人権センターからは以上です。

学校教育課長：

学校教育課でございます。園田委員の1点目、菊武委員の3点目についてお答えしたいと思います。

まず、学校でのメディアリテラシー教育、インターネット等の安全利用についてということでございますけれども、学校では情報モラル教育として、情報を主体的に収集・判断できる力、情報化の進展に主体的に対応できる力の育成を行っています。小中学校ともに、各学年の道徳の時間、学級活動の時間を活用したり、各教科、特に中学校では技術家庭科の情報教育の時間等に実施したりしています。情報の取り扱いについて、インターネットの適正利用、ID交換の危険性、SNSの使用についての内容を取り扱っています。特に、古賀市人権教育副読本「いのちのノート」には、ネットゲームやSNS上でのトラブル、自分や周りの人を傷つけてしまう危険性についてを取り扱い、各学年の実態に即して継続的に学習を深めていけるように取り組んでいます。児童・生徒への教育と併せて保護者への啓発についてでございますけれども、各学年、毎年「インターネットの適正利用」をテーマにメディアリテラシー講演会を実施しています。ネットによる誹謗中傷、ネット依存、いじめ防止等について保護者とともに学ぶ機会となっています。以上でございます。

子ども家庭センター：

続きまして、守田委員の4点目、子ども食堂の古賀市の現状と支援についてです。古賀市におきましては、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な子どもを適切な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体に対して、開設費及び運営費を補助する「子ども食堂支援事業補助金」というものに令和6年度から取り組んでおります。令和6年度は2団体、令和7年度は7団体に補助を行っているというような実態がございます。実施形態や開催頻度については団体ごとに異なりますが、例えば毎週開催している団体もありますし、長期休みの時を中心に実施されている団体など、それぞれの地域または団体の実情に応じた活動が行われているという状況でございます。

それから、菊武委員の1点目、乳幼児の全戸訪問に対する養育支援方法の比率が減少しているのではないかとということでご質問いただいております。

訪問比率の減少については、まず、年度ごとの出生数、いわゆる分母が減少したことがございます。また、令和5年度から6か月児相談を全対象者に実施していることに加え、令和7年度からは産前・産後訪問の対象者に経産婦が加わったことなどがありまして、相談支援体制の充実を図っているところでございます。こうした要因が重なった結果、再訪問の比率が減少しているものと考えております。以上です。

福祉課長：

福祉課でございます。菊武委員の2点目、就労支援業種の動向について、本市の動向や対応についてのお尋ねでございます。

全国的には事業所の閉鎖等により利用者の就労先確保が課題となる事例もありますが、本市におきましては、現時点で就労支援サービスの不足は生じておらず、また、既存事業所に加え、令和8年度には新たに1か所の事業所開設もありましたことから、充実が図られているものと認識しております。ただ一方で、利用者一人ひとりの障がい特性や希望する働き方に応じた支援が重要であると思いますので、相談支援事業所やハローワーク、関係機関等と連携しながら、適切なサービス利用や就労継続に向けた支援に向けて努めてまいりたいと思っております。以上です。

守田副会長：

それでは、事前質問に対する回答を今説明していただきましたけど、園田委員さんは回答の中でさらに確認とかご質問とありますか？

園田委員：

どうもありがとうございました。ちょっと、意見になるかもしれないんですけども、学校の中で子どもたちが、本当に鵜呑みにしちゃいけないということを、意識をもって大人になっていってもらいたいという願いがありますので、こういう質問をさせていただきました。具体的に、実態として十数年前になりますけれども、携帯電話を使ってですね、子どもたち同士中の中でいじめにつながるようなものが流行っていったので、そういうことが今もあっていて、それが不登校とか、そういった原因になっていないかなっていう心配をしていたので、こういう質問をさせていただきました。併せて保護者

にも啓発が行われているということですが、実は社同推も人権センターと一緒にあって校区啓発事業とかやってますけれども、今社同推では、以前は PTCA から理事として出たいただいてたんですが、組織自体が出せないということで、社同推の理事を出していただけない状況になっています。子ども会育成会という組織があったのですが、そちらからももう理事で出てないという実態がある。

ところが、校区啓発とかいろんな事業をやったときに、皆さんたちが次にどんな研修を受けたいかってなったときに、やっぱりネットの問題がですね、相当大的いのが現実です。子どもたちが学校で学んでも、家で覆されるのは 部落差別の最初の原点でもあった時期がありましたので、同様にですね、保護者への啓発は非常に重要だと思います。ところが現実はですね、すさまじい限りの予断と偏見の SNS、あるいはネット上ですね、ものが溢れんばかり。なんていう現状があって、それを、これおかしいよって言える声が、やっぱりまだまだ小さいことが、ひいては、様々な差別を助長している。あるいは偏見を拡大させていっている。それが益々苦しい人達をつくっている現状につながっている、というふうに私たちは捉えるべきじゃないかなと思うので、この点については、ちょっとやっぱり今後も積極的にできればと思う。できればそういう方々に研修なり、学んでもらう場を、学びあう場を作ることが必要なんじゃないかなと思います。社同推も去年、実際にネットの問題をやったんですが、集まってもらえない状況があります。それで、2 つ目の、人権に関して無関心な市民とはどういうふうに捉えてるんですかっていう質問をさせていただきました。前の古賀市の市民の意識調査では、人権問題についてはかなり高い数字が上がっていたのに、あえて私たちが人権に無関心な市民っていう書き方をしているのかなっていう気もしたので、ちょっとここに書かせてもらったんです。むしろ、人権に関して無関心じゃないですけども、研修会に積極的に参加できない、あるいはしない状況があるんじゃないかなというふうに、今、考えています。土曜日曜は保護者の方は子どもたちの地域活動やスポーツ活動の引率や送り迎えがあり、なかなか区や隣組などの活動に参加しにくい傾向がありますので。ですから人権に無関心な市民っていう捉え方、もちろん先ほど回答としてあった自分事として考えるということは大切なことだと思うんですよ。そういった方々にこちらは一生懸命啓発活動をして、なかなか参加してもらえない状況に今なっているんじゃないかなと思うので、一緒に考えていけるようなものはどうしたらいいんだろうって私自身も悩みながら質問させていただいた。ちょっと最近思うんですけども、地域づくりというか、隣組活動や自治会活動も含めた地域づくり、あるいはまちづくりの人権問題っていうのは密接にかかわっていくんじゃないかなと、子育てもそうだし、隣近所にいる、いわゆるハンデを抱えた子どもたちと一緒に過ごすことも含めて、そういう認識を私たちが持つべきじゃないかなというふうに思いました。そういったところでこういった質問をさせていただきました。最後に、じゃあ、予断や偏見を助長するような発信をしてる人達はどんな人達なのかな。ここも私たちは考えていかなきゃいけないと思うんですが、妬みを持ったり、あるいは経済的に厳しい状況に置かれていたり。そういった方々が、もしかしたら、差別・偏見を拡大させていくような発信をしているんじゃないかなと思いました。ある研究会では1991年バブルが崩壊した後の、いわゆる就職できなかった世代の方々、こういった方々の中に、非常に溜まっているものがある。そういった方々が、いい方に進めばいいんだけど、そうじゃない方に進んだら、極端に、そういった傾向があるというお話をされていたので、もしかしたら地域に

住んでいるいろんな方々のそういう悩みとか、妬みを持たざるを得ない状況があるのかもしれない中で、その方々をどう考えていくかということのキーポイントがまちづくりと一緒に物事を解決しようという方向でないかなと思いましたので、こういう説明をさせていただいた次第です。どうもありがとうございました。

守田副会長：

今のご意見について、何かありますか？事務局の方、説明は何かありますか？なければ菊武委員、説明に対してお願いします。

菊武委員：

ありがとうございました。インターネットのところはいろんな事件が起きていて、事業者としては胸を痛めるところでございます。学校でも、担当者と一緒にされていると思うんですが、大人も子どももセルフコントロール、これだけ情報があふれている世の中で、YouTube でもなんでも面白いし、いくらでも生成 AI やいろんなものが取れるけども、その中で何が正しいかっていうのを見極めていく力はとっても大切だなと思っております。ネットいじめとかも昔からありますけれど、例えば対面のコミュニケーションだったらイントネーションや表情で分かることが LINE などの文字だけではうまく伝わらず、それがいじめにつながる。そういうことも多くございますし、つい最近も肖像権の問題であつたりとか写真に写ったものが社会問題になるとかいろいろありますが、そういう社会に生きているっていうことを、今を生きる私たち一人ひとりが考えて、社会全体で人権を守っていくということがとても大事ではないかと思いました。子どもたちのインターネットの安全教室で、注意事項を伝えるとお母さんがそれやってるとか言ったりですね。なのでまず大人がしっかりして、子どもたちにもセルフコントロール力を伝えていくことが大切だと改めて思いました。ありがとうございました。

守田副会長：

私もいくつか質問をさせていただいたので、説明のようになりますけど。いわゆる人権救済の面で、人権相談機能の充実っていうのはものすごく重要だとは思ってんですが。ただ、先ほど ■■■■ の、chatGPT で相談したらどうなるのっていうのが非常に、これはみんなで考えなきゃいけないなって。AI がなんて答えるのか全然把握されてないし、行政の意向とか教育の意向とか反映されずに蓄積だけで答えるんですよ、多分。すいません、よく知らなくて言ってるんですけど。そういう時代、わけの分からないように変わってきてるんですが、人権救済の基本はもう相談だと思うんですけど、そこで、古賀市さんだけではもうもちろん解決できなくて、法務局との連携が非常に重要なことだと思うし、それとその人権相談ができるっていうことを、市民の方がいかに知るかということが重要だと思ってるんですよ。そのいわゆる徹底的な、啓発活動というか周知活動が。古賀市さん特に Facebook でも市政の、あれ市長さんのページなんですかね？見たことがありますけど。いろんな方面で取り組みをされてるんですけど、福岡市なんかもう本当にあれだけの市民数を抱えながら、もう相談件数っていうのは微々たるもので、果たして人権救済の仕組みが実際やれてるのかどうか、本当に心配するぐらいで。その中で、本当にこうシビアな質問内容、いくつか

あるので、それには真剣に対応しなくてはいけないかなという意味で、人権相談機能についてのことを少し質問させていただきました。

それと子ども食堂の件ですけども、福岡市でもかなり子ども食堂の開設場所はあるんですけど、私最初の子どもの貧困の問題を子ども食堂で解決できるんかっていうような、懐疑的な気持ちを持っていた部分あるんですが。どうも私 3 つぐらいの所に関わったり、活動内容知ってるんですけど、そこでは地域のボランティアの人たちが週に 1 回、あるいは隔週ごととかいった形で、子どもにカレーやオムライス作って食べさせている。それは地域の人達ですよ。そこで会場が公民館だったり、公的な場所を活用しながらということで地域ぐるみである意味言い過ぎかもしれませんが、子どもの貧困の解決を地域ぐるみで、少しお手伝いしていこうという意味で、1 人ひとりの市民の方がそこに関わってあることが非常に重要な意味があるんじゃないかって少し思って、あの思いを改めてるんですけども、生き生きと地域の人々が、子ども食堂の運営に携わって活動してあることはボランティアリズムとしてとてもいいのかなと思ったりもしています。ただそこに行政への関わりがですね、どのようにあるべきかっていうのが、多分、いま古賀市さんも模索されてると思うんですよ。ただ単に、援助をすればいいということではなくて、子どもの食の安全とかの問題もかなりあるので、地域に任せてばかりじゃいけないし、その実態も把握をしておかなければいけないんじゃないかな。その中で子どもの貧困対策を行政施策とどのようにこう関連付けていくのかっていったところも、少し考えていかなきゃいけない課題じゃないかなというふうに思ったりもしたので、このような質問をさせていただきました。今後も少し現状把握とかあり方について古賀市さんとしても検討していただければなというふうに思います。かなりの数の子ども達が来てます。福岡市の場合でもですね、初めてちょっと言いますけど、ある子ども食堂に毎回子ども 5 人、子どもは無料なんですよ。大人は 300 円取るところの子ども食堂なんですけど、自分は食べないで子ども 5 人、毎回連れてくるお母さんがいて、それは子ども食堂で根本的な解決にはなってないと思うんですよね。そのことは福祉の問題かもしれませんし、子どもの親の貧困の問題かもしれませんけど。そういうことの基本的な対策、また解決策は別にあるような気もするので、つまるところ行政が少ししっかりとそういう現状を踏まえてどう政策を進めるかっていうことに繋がっていくんじゃないかな。地域のやる気だけに任せていても済まない問題のような気がいたします。私は以上ですけど、事前説明にもなかった、今の関連あたりもあったら瑞慶山委員さん。関連じゃなくてもじやいいです。

瑞慶山委員：

はい、ありがとうございます。事前質問は出していなかったんですけども、じゃあ 3 点ほど伺わせていただければと思ってます。1 つ目は、これはちょっと形式的なお話なんですけども、実施計画書の 13 ページの、体系表の 8 番インターネットによる人権問題のところなんですけども、根拠法令のところでは日本の中です、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律と、2 つ下に情報流通プラットフォーム対処法とか書かれてるんですけども、これ同じ法律ではないかと。特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の略称が情報流通プラットフォーム対処法なはずなので、どっちかに揃えら

れてもいかがですかという、純粹に法律的な見方なんですけれども、コメントでした。残り 2 つはちょっとあの中身に関わることをちょっとお聞きさせていただければと思います。

2 つ目は、高齢者、特に高齢者に多い、いわゆる特殊詐欺の被害についての質問です。多分直接的には福祉課ということになるのかもしれませんが、関連する部署がありましたらお答えいただきたいですけれども、最近特に高齢者がですね、特殊詐欺の被害者になる、場合によっては死亡するっていう事件が相次いでいるところです。もちろんこれ犯罪に関することですので、一義的には警察の防犯の仕事ということになると思うんですけれども、市民の保護という面では、市役所も関わるような問題なのかなっていうふうに考えるところもありまして、こういう高齢者がよく被害に遭う、犯罪被害の防止という面で、何か市として対策なり、啓発活動なりということを、やっておられるのか、あるいは考えておられるのかっていうところについて、何かありましたら、お答えをいただきたいなど。もう 1 つは外国人に関する話で、これは多分学校教育に関する部署の方が担当になるかなと思うんですけれども、最近外国人が日本にも多くなってきました、その関連で特に義務教育課程で、外国人の子どもってというのが増えてきている状況にあるかなっていうふうに思います。いろいろ聞きますと、やはり日本語がまだたどたどしいというような外国の子ども、外国人の子どもって結構多くて、いわゆる教科外教育っていう形でね、日本語の授業をプラスでやらなければいけない、そういう児童が増えてきてるっていう報道等に今接してきました。古賀市でもですね、そのことに関して、どういう状況になるのか、すなわち、外国人の子どもが増えてきているのか、その子ども達に対してこういった、課外での日本語教育っていうのがなされているのかどうか、現状がもしご存知であればですけど、伺いたいなと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

守田副会長：

はい、それでは、今の瑞慶山委員さんの、ご質問にはどちらから？

はい、どうぞ。

福祉課長：

高齢者のお尋ねについて、福祉課の方から回答いたします。犯罪被害に遭われる高齢者のご相談というのは、確かに数は少ないですけれども、福祉課でやっています、地域包括支援センター、こちらの方に相談が寄せられるケースがございます。なかなか解決に向けてという支援については難しい点があるのですが、詐欺に遭われて経済的な状況が困窮に値するような方につきましては、同じく福祉課の相談係で生活困窮の窓口をもっておりますので、そちらで対応して支援をしていましたり、最終的には生活保護制度を使う状況にある方も実際にはいらっしゃるとうございます。被害の防止という点については、市内の地域包括支援センターが中学校区ごとに市内に3か所ございまして、そちらも積極的に地域の集いでありますとか、出前講座の機会にはこういう被害があつてます、消費者被害についてなども情報を提供し、また、何かあれば相談をしてくださいというようなことを積極的に申しているというような状況でございます。以上です。

学校教育課長：

学校教育課でございます。外国人の子どもへの日本語の支援というところでございますけれども、やはり日本にいられたばかりの外国籍の児童生徒はですね、まず日常生活に困らないというところが一番大切なところでございまして、古賀市は市費で日本語指導の先生を雇って、まず日常生活で困らないような日本語指導を行っております。併せて、日常生活で困らなくなったとしても、通常の授業の時に、各教科の授業内容についていけるように日本語指導の先生が各教科に合わせた日本語指導、専門用語についても学習を行いながら、外国籍のお子様も学びを深められるような指導を行っております。

人権センター課長：

一点目の指摘いただきありがとうございます。確認と修正をします。ありがとうございました。

守田副会長：

それでは、全体的な実施計画についてのご意見・ご質問、岩城委員さん

岩城委員：

どこの部分がというわけではないですけど、日本の社会全体がですね、例えば高度経済成長の伸び盛りの時は福祉的な課題とか家庭のことは結構無料でそれをまかっていた時代だと思うんですね。しかしながら、オイルショックなどがあってそこがなかなか企業も担えないということになっていくと、今度は企業が担っていたところ、福祉的なところをどこが担うかっていうと、家庭であったり地域であったりということになるんでしょうけれど、その地縁と、家庭の縁ですね、そういうのが希薄になっているので、そこを再生していかないと全体的な人のつながりが密接につながっていかない。じゃあ元のようにそのまま戻っていいかというそれはちょっと違うし、人間感覚とか人のことを自分ごとのように考える力とかそういうのを備えたうえで、結びつきとか、繋がりを作っていかなきゃいけないという時代に今なっていて、それがなかなか難しいから、いろんな問題が起きているんじゃないかなと思います。高齢者の介護保険の地域密着型サービスの場合には、2 ヶ月か 3 ヶ月かに一度、運営推進会議というのをしなきゃいけないんですね。利用者とか、家族とか、地域のセンターとか民生委員さんに警察の人とか来ておられます。能古島の運営推進会議に行ったときに、警察の方が来られていて、「皆さん注意してください、ここまで被害が進んでいます」と。確か関西か関東かでですね、大規模な取引被害が集団で起きたんですね。で、その企業から押収した資料の中に、能古島の住民の固定電話と名前があったということで、すぐ県警を通じて能古島の派出所の方に注意するようになっていくことの連絡があったそうです。ただ、その 2 軒とも、どうしてその業者に自分の名前が載っているのか、固定電話が載っているのかも分からないということです。なんでそうなったか分からない本当にそれを聞いた時に、時代だなとちょっと思ったんですね。で、これはその解決をするための特効薬があるわけではないですが、やっぱり今当面やらなきゃ

いけないことっていうのは地縁ですかね？というのも、子ども食堂も、そういうのをしている中で、来ている子どもさんたちが、自分が困った時に行くところがあるというふうに、いろんなところで、かかわりをもって助けてもらえるところをたくさん作る、それを、助けてもらいたいと思う人が、認識できるというような取組が大切かなという感想を持ちました。

守田副会長：

ありがとうございます。全体的な事に関して、それぞれありますか？

菊武委員：

すいません、質問票を出した後に、ある視覚不自由者の方から、「どう思う？」っていう意見を求められたことなんですけど、公開の会議なので、プライバシーに配慮しながらお話ししたいと思います。

その方とっても自立心旺盛な方で、完全に目が見えないんですけど、夢は自分 1 人でどこでも行けて、店員さんとかの力を借りずに買い物とかに行けるようになりたい。そのためにテクノロジーの発達とかも期待しているので、そういう情報発信をよくされてる。でも現実やっぱり目が見えないってことは大きなハンデで、職業選択の中でもできることが限られている。昔から、あんまさんとか鍼灸師とか、そういうのしかないのかなあと残念がられている。今の事例として例えば、発達障がいの方が、視覚不自由な方に会議の資料を音声で伝えとか、そういう取り組みとかもあってと思いますし、AI スーツケース。旅行のキャスターみたいな、ああいうものにセンサーを組み込んで視覚不自由な方が行きたいところに行ったときに、例えばここ行列がどれだけですとか、そういう情報を教えてくれたりなどの進化の部分があるけども、そういうところが今一般市民まで、どこまで浸透してるのか肌感覚で、自治体の中で、というふうに感じられているかなというのをお聞きたらと思いました。

福祉課長：

今の状況といいますか、そういうところでありますと、取組の一つとしては、音声コードを、先日もアンケート調査をする機会があったんですが、その時には確実に音声コードを付けて発信をしていたり、協議会にも参加いただいている視覚障がいの方もいらっしゃるって、その方も資料が読めるように、介助者の方もいらっしゃるんですが、音声ガイドと一緒に案内するといった工夫をしております。窓口には、いろんな障がいをお持ちの方がいらっしゃって、画面で言葉が出てくるような、やり取りができるようなツールは準備をして対応しております。市民の皆さんにはまだまだ浸透具合が、難しいところではありますが、いろんな、AI でありますとか、情報のものを活用しながら進めていきたいと考えております。

守田副会長：

園田委員や岩城委員が話された地域の力って、私も福岡市の早良区で、小さな町内の役員をしてるんですけど、福岡市はもうあれだけの都市なので仕方ないかなというふうに思ってるんですけど、うちの町内でも 1 割の方は自治会に入らない、拒否され

る。ただ、もうそれがなんか言われたよりも、非常に地域で子育てとか高齢者の詐欺防止だとか、防犯・防災に地域力ってものすごく今後にも必要になってくると思ってるんですけど、まだ古賀市の方がですね。まだ、ずいぶんと繋がりが深いんじゃないかと、福岡市に比べると思うんですね。私の友人も古賀は町内会、自治会っていうんですかね、区長会っていうんですかね。区長さんですかね。自治会長ですね。それをしてるんですけど、結構頑張ってるみたいで、福岡市とのものすごく違うなど。

ということは、今後も地域力を高めていくためには、地域・自治会の取組、結成力が地域の力として人権の面でもですね、絶対役に立つというか、高めていける力、バックボーンになっていくと私は思ってるんですよ。

福岡市は校区人尊協というのを小学校区ごとに作って人権の面では、とりあえず形だけはできて、それぞれの校区で人権活動の実践が行われてるんですが、じゃあそこに要するに園田委員が言われた、我が事としてどれだけの人がそこに参加してるかって言ったら、本当に、恥ずかしい状態。一部の役員さんとか一部の住民の人たちの熱意で、今活動が続けられているということで、裾野の広がりが、なかなか大きな課題としては来てるけどなかなか進んでいかないという状況があるんですけど、そういうある意味で古賀市の方が圧倒的にですね。地縁の繋がりが高いんじゃないか、コミュニティ力があるんじゃないかなっていうふうな感覚を持つんですが、そこで、いや古賀の状況はこうですよとか言えるような方が居られましたら、聞かせてもらいたいなあと思ったんですけど。

総務部長：

総務部長の柴田と申します、よろしくお願いします。

令和5年にですね、古賀市の方で各自治体にアンケートをとってますけど、その時の、加入率は当時 46 行政区自治会がございまして、多い少ないはあるんですが、自治会の加入率全体では7割です。ですので、3割の方は加入されていないということになります。ですから、お褒め頂いたところ大変恐縮なのですが、古賀市の方でも自治会の加入率については問題視しておりまして、しっかりとした取組をやっていかなければならないと考えているところでございます。

守田副会長：

7割ですか。全体で。やっぱり新興住宅地が比較的加入率が低いとかいう傾向があるんですか？

総務部長：

古賀市の場合は、調整区域という地域がございまして、基本的にその調整区域というところには家が建てられなくて、新しい住宅が建たない、新しい人たちが入ってこないという傾向がございます。そういったところの自治体加入率は高いんですけども、もう一つ別に、地域に高齢者が入居できる施設があって、そこに住民票が移されるとですね、その方も住民としてカウントしますので、その方たちはやっぱり自治会に入れないです。そうすると自治会の加入率が一気に悪くなるといった地域もいくつか見受けられます。ですから、必ずしも低いからといって地域の繋がりが低い、つながり

が悪いから低くなっているというのは一概に言えないという状況も存在しております。

守田副会長：

ありがとうございました。どうぞ。

園田委員：

私は古賀市の住民なんですけど、30 数年前に新興住宅地としてできたところで、大体同じ世代の方々が隣にいて、年齢的にはもう 70 代、80 代、90 代だから、90 代で 1 人暮らしのところなんかは、「私のところに組長が回ってきたらしきらん」っていうのがいっぱい出てき始めた時期です。うちの隣組はその90代の方も含めて、皆の仲がいいんですけど、組長はせんでもよかと。次に回してもいいけど、隣組は辞めんでくださいと。一緒に活動できる時にするという取組を組の中でやっている関係で、どの家庭も隣組、自治会を辞めていません。ところが他の所になると、道を挟んで反対側とか。その中では、組長さんをした家から、大体順繰りに回っていくんですが、そこから7、8軒離れたところが今度組長になったりとか。結局、中でのお互いの関係っていうのがかなり大事になってくるのかなというふうに思います。校区啓発では自治会の会長さんが代表みたいな感じで入ってもらってますけども、いろいろ、去年は校区啓発で8小学校区2回研修をやってもらって、参加者数としてはですね、20、40 とか多くても 50 とか 1 回あたりですけれども、1 回は部落差別のことをきちんとやるということやって、参加した方にとってはよかったと。区長さん、主催してくださっているところの校区では、もっと広げたいんだけど、どうしたらみんな集まってくれるだろうか。昼間やった方がいいのか、平日の夜やった方がいいのか、そんなことも含めてですね、考えていただいていることはすごく大事なことだなというふうにも思うんですが、なかなかみんな忙しくて集まれないので。増やしたいけどどうしたらいいのかっていう段階。実は外国籍の方が結構多く住んでる地域の区長さんと、いろいろ大変でしょうねって話をしていたら、いや、ちゃんと説明すればわかってくれるよと。ゴミの出し方であるとか、夜あんまり騒ぎすぎたらいけんよとか。そういうことも含めてちゃんと話したら分かってもらえるって。やっぱり、そういう要になる人たちが動くことでプラスの方向に持っていけるということがあるんじゃないかなっていうのをすごく感じています。さっき自治会の加入率が 7 割って。実態はそうかもしれないけれども、入っていたら、いざって時に隣組が助けてくれる。本当にそうですよ。1 人暮らしの家庭はかなり増えたんです。いざ病気をしたとき、あるいは一緒に住んでいる人が突然倒れた時。頼れるのは隣近所しかいないんですよ。だからこそ、お互いが助け合っていくという雰囲気を作っていくことは、人権という言葉とか差別という言葉を出してはないけれども、やっぱりそこで育まれてきたものが、繋がっていくんじゃないかなっていうのを私は感じているだけなんですけど。皆さんどう思われますか。そういうことをですね、行政の皆さんも頭に入れておいてもらおうと、さっきの高齢者の詐欺の問題とかも、あるいは子ども食堂や無職の問題とかも含めてですけれども、そういう地域ごとでその人たちを支えていくとか助けていくとか、そのことが必ず人権の意識が広がっていくことに繋がっていくんじゃないかな、というようなことも含めて考えていただくと、人と相対するようなところも 1 つ 1 つになんかそういうものが含まれていると、

いのち輝くまちこがに近づいていくんじゃないかなと思います。

守田副会長：

はい。地域で守ろう人権というモットーで、私も地元で頑張らないかと思っていますけど。ぜひ古賀でもですね、そういうことで、今後も進めていただきたいなというふうに思います。それでは令和 8 年度実施計画案についてはよろしいですかね。では続きまして、その他についてなんか委員さんの方から何かありますか？よろしいですか？その他事務局の方から何かその他でございますか？

事務局：

はい。本日ご出席いただきました委員のみなさまには、後日、報酬および交通費を指定の口座にお振込みさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本日の会議録については作成次第、指定の方法でお渡しいたします。内容をご確認いただいてから、訂正等がありましたら、人権センターまでご連絡お願いいたします。訂正終了後、守田副会長及び岩城委員の承認により会議録の決定とさせていただきます。また、第2回審議会につきましては、後日改めて通知させていただきますので、ご確認よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

守田副会長：

それでは、議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

人権センター課長：

守田副会長におかれましては、スムーズな議事進行ありがとうございました。
また、審議会委員の皆様におかれましては、長時間にわたっての熱心なご審議、誠にありがとうございました。
最後に、教育長の長谷川より、閉会のごあいさつを申し上げます。

教育長：

教育長の長谷川でございます、よろしくお願いします。
本日、委員の皆様方には慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました、貴重なご意見、ご助言等につきましては今年度の実施計画はもとより、今後の取組に活かして参りたいと思います。ただいま事務局から申し上げましたが、第 2 回の審議会も予定させていただいておりますので、引き続きのご協力お願い申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

人権センター課長：

では、これもちまして、令和 8 年度第1回人権施策審議会を終了いたします。
本日はありがとうございました。